

住宅再建敷地造成支援事業補助金について

東日本大震災により居住用の住宅を滅失した方が、市内において住宅を再建する際に要する宅地造成費用の一部を補助します。

1 対象となる方

次の2つの要件をいずれも満たしている方

- (1) 東日本大震災により自ら居住する住宅を滅失又は解体して、市内で自己居住用の住宅を建設または購入（平成23年3月11日以後に契約されたもの）した方。
- (2) 被災者生活再建支援金(加算支援金)を受領した方、または申請中の方

2 対象となる費用

陸前高田市内で住宅を再建するための宅地の造成または既に造成された宅地の購入に要する次の費用（一つの敷地造成に対して1件の申請となります。）

- (1) 地盤の整地
- (2) 擁壁の設置
- (3) 排水施設（地表水等の排除に係るもの）の設置
- (4) 地盤調査及び設計調査費
- (5) その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置

[対象外の造成工事]

- ・貸家やアパートなどの不動産事業用の宅地の造成工事
- ・非住家を再建するための宅地の造成工事
- ・「防災集団移転事業」「土地区画整理事業」等、他の補助事業による宅地の造成工事

3 補助金額

宅地の造成工事費のうち、50万円を上限とします。

4 申請期限

令和5年3月31日（令和5年3月31日までに工事が完了していること。）

【申請窓口】

陸前高田市 建設部 復興支援室

陸前高田市高田町字下和野100 市役所4階

TEL 0192-54-2111 (代表)

受付時間 8:30~17:15 ※土日、祝日、年末年始を除く。

5 申請に必要な書類等

- (1) 住宅再建敷地造成支援事業補助金交付申請書（指定様式）
- (2) 被災証明書の写し
- (3) 従前地の滅失又は解体状況写真、若しくは居住不能を証する書類
- (4) 造成後の新敷地の状況写真及び付近見取図
- (5) 新敷地の所有者又は管理者及び面積が分かる書類
（登記簿、地目が農地の場合は農地転用許可証・許可指令書、固定資産税決定通知書等）
- (6) （店舗・作業場等との併用住宅の場合）居住用面積の分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

【震災後に、自身の発注に基づき造成した場合】

- (8) 造成工事費用の明細書または見積書、造成工事計画書・図面、工事完了後であれば領収書

【造成工事を終えた宅地を震災後に購入した場合】

- (8) 土地売買契約書の写し及び領収書の写し

★Q&A

質 問	回 答
震災前に住んでいた被災宅地を造成し直して住宅を再建したいが補助対象となるのか。	被災宅地復旧工事費補助金の対象外となる工事部分について、補助対象となります。
宅地の造成時に従前の高さよりかさ上げしたいが、補助対象となるのか。	補助対象となります。
フェンスなどの外構工事は対象となるのか。	新たな宅地造成が対象で外構工事は対象となりません。
震災前は同一世帯であったが、震災後に2世帯に分かれて住宅を再建した場合は、双方申請することは可能か。	被災者生活再建支援金申請時の世帯を基本としており、住家の「被災証明書」が出た世帯に対して、1回に限り補助申請を行うことが可能です。
以前は別世帯だが、震災で双方住居を失い、今回2世帯住宅で同居再建した場合は？	同居の場合であっても、一つの敷地造成となり、造成工事を行った方のみが補助申請を行うことが可能です。
店舗との併用住宅を再建するが、対象となるのか。	居住部分の床面積の割合が1/2以上の家屋が対象となります。
どのタイミングで申請することになるのか。	生活再建支援金(加算支援金)の申請手続きが済んでいれば、申請していただくことができます。
建売りや分譲地のように既に造成された宅地の購入の場合は、どのような添付書類を提出すれば良いのか。	売買契約書のなかに、土地代金も含まれていれば、その写しをもって添付書類とします。
震災前に造成され売れ残っていた宅地を、震災後に購入した場合も対象となるのか。	造成の時期のいかにかわからず、被災された方が住宅を再建するために購入された場合は、対象となります。
補助金が交付されるまでの流れを教えてください。	①補助金交付申請（申請者→市） ②補助金交付決定通知（市→申請者） ③完了報告および補助金請求（申請者→市） ④補助金振込（市→申請者） 全ての工事が終了し、施工業者に代金をお支払いされた後に補助金の請求を頂くこととなります。